

その資格が、
わたしを
変える。

宅地建物取引士 令和元年度 資格試験

● 試験日

令和元年 **10月20日(日)**
午後1時～3時(登録講習修了者は午後1時10分～3時)

● 申込受付期間

インターネット受付

令和元年 **7月1日(月)～7月16日(火)**
(午前9時30分から) (午後9時59分まで)

郵送受付

令和元年 **7月1日(月)～7月31日(水)**
(当日消印有効)

● 試験案内(郵送申込書)配布期間

令和元年 **7月1日(月)～7月31日(水)**

受験手数料 **7,000円**

合格発表 **令和元年12月4日(水)**

● お問合せ先

Tel. **03-5466-2470**

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
〒150-8503 渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル7階
<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>

● 主な試験案内(郵送申込書)配布場所

● 都内書店

【あおい書店(3店舗)・旭屋書店池袋店(1店舗)・大地屋書店大山店(1店舗)・オリオン書房(4店舗)・紀伊國屋書店(9店舗)・くまざわ書店(39店舗)・啓文堂書店(2店舗)・三省堂書店(9店舗)・ジュンク堂書店(4店舗)・書楽(1店舗)・書泉ブックタワー(1店舗)・真光書店(1店舗)・スーパーブックス竹ノ塚駅前店(1店舗)・成文堂書店巣鴨駅前店(1店舗)・大盛堂書店(1店舗)・竹島書店高砂店(1店舗)・T SUTAYA(2店舗)・博文堂書店(2店舗)・明屋書店中野ブロードウェイ店(1店舗)・久美堂(2店舗)・BOOKSキテイランド亀有店(1店舗)・ブックスタマ(6店舗)・ブックスユニ桜台店(1店舗)・BOOKSルーエ(1店舗)・ブックファースト(11店舗)・Book+東中野店(1店舗)・文教堂書店(11店舗)・芳林堂書店高田馬場店(1店舗)・丸善(3店舗)・未来屋書店日の出店(1店舗)・明正堂アトレ上野店(1店舗)・メディアライン(2店舗)・八重洲ブックセンター(1店舗)・有隣堂(10店舗)・リプロ(12店舗)】

● 霞が関政府刊行物センター

● 市役所 他

※申込書を配布していない支店も一部あります。

※詳細は当センターホームページ(<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>)
又はお電話でお問い合わせください。

試験地 **東京都**

※東京都で受験できる方は、
東京都内にお住まいの方に限ります。
指定試験機関 <http://www.retio.or.jp>
(一財)不動産適正取引推進機構



インターネット申込みできます

不動産適正取引推進機構

検索

※詳細によっては読み取れない場合があります。

宅地建物取引士とは



- ◆多くの人にとって、マンションや一戸建など不動産の購入は、一生に一度の大きな買い物であり、とても重要な事柄です。その大切な不動産の取引について、消費者の保護の立場から、物件に関する重要事項の説明などを行うのが宅地建物取引士です。
- ◆このように宅地建物取引士は、不動産取引の専門家として重要な役割を担っており、宅地建物取引業者（一般的にいう不動産業者のことです。）の業務に従事する者5人につき1人以上の割合で設置が求められるなど、不動産業界で活躍するためには必須の国家資格となっています。
- ◆また、宅地建物取引士の資格*は、金融機関をはじめとする多くの企業においても高く評価されています。そして、拡大する不動産投資市場においても、基礎となるスキルを身につける上で不可欠な資格となっています。

*宅地建物取引士資格登録者→全国で約105万人（H31年3月末現在）

宅地建物取引士資格試験（宅建試験）とは



- ◆宅地建物取引士資格試験は、不動産取引の専門家である宅地建物取引士に必要な知識を問う試験で、その内容は宅地建物取引業法のみならず、不動産取引に密接に関連する民法等の法令など多岐にわたり、最もチャレンジしやすい資格試験としても知られています。
- ◆宅地建物取引士資格試験は、一度合格すると一生有効です。ただし、宅地建物取引士として実際の仕事に従事する場合には、都道府県知事への登録・取引士証の交付を受けることが必要となります。

試験の概要

- 受験資格 年齢、学歴等に関係なく、誰でも受験できます。
- 実施時期 年1回（10月第3日曜日）
- 試験会場 原則として、居住している都道府県内の試験会場
- 試験内容
 1. 宅地建物取引業法などの宅地建物取引業者を規律する法令
 2. 民法、借地借家法などの不動産取引の基本となる法令
 3. 都市計画法、建築基準法などの土地・建物を制限する法令
 4. 所得税法、地方税法などの土地・建物に対する税を規定する法令
 5. 地価公示法、不動産の鑑定評価などの宅地・建物の価格の評定に関する法令や知識
 6. 不当景品類・不当表示防止法などの不動産の需給に関する法令や実務の知識
 7. 土地・建物に関する知識

